

地方独立行政法人大阪市民病院機構役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市民病院機構の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関して必要な事項を定める。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については年俸及び通勤手当とし、非常勤の役員については基本報酬とする。ただし、常勤の役員（理事長を除く。）が、地方独立行政法人大阪市民病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）又は地方独立行政法人大阪市民病院機構有期雇用職員給与規程（以下「有期雇用職員給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の職を兼ねる場合は、職員として職員給与規程又は有期雇用職員給与規程の規定を適用したときに支給されることとなる給与に相当する金額を当該役員報酬として支給するものとし、この規程における役員としての報酬は支給しない。

2 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員給与規程に規定する支給日の例による。ただし、第7条に規定する非常勤の役員にかかる報酬の支給日については、勤務日数に応じ翌月に支給するものとする。

(常勤の役員年俸)

第4条 年俸の額は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ定める額を超えない範囲内において、理事長が定める。

役員	年俸	月例年俸	業績年俸
----	----	------	------

	円	円	円
理事長	20,000,000	13,920,000	6,080,000
副理事長	15,000,000	10,500,000	4,500,000
理事	12,000,000	8,400,000	3,600,000

(月例年俸の支給方法)

第5条 月例年俸は、毎月1回、月例給（前条の規定により理事長が定める当該役員の月例年俸の額の12分の1の額をいう。）を支給する。

(業績年俸の支給方法)

第6条 業績年俸の額は、第4条の規定にかかわらず、地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、理事長が決定するものとし、同条の業績年俸の額の100分の80から100分の120までの範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。

2 業績年俸は、6月及び12月に、それぞれ前項の規定による業績年俸の額の2分の1の額に、6月1日又は12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）現在在職している常勤の役員に対して、基準日以前6月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

(非常勤の役員の基本報酬)

第7条 非常勤の役員の基本報酬の額は、日額40,000円とする。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、職員給与規程の規定に準じて支給する。ただし、非常勤の役員に

については、勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給する。

(日割計算)

第9条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合における日割計算の方法については、職員給与規程の規定に準じて計算する。

(報酬の支払方法)

第10条 役員の報酬は、当該役員の預金又は貯金口座への振り込みの方法により支払うものとする。

- 2 法令に別段の定めがあるもの及び役員自らが控除を申し出たものは、これを給与から控除するものとする。

(端数処理)

第11条 この規程により計算した確定金額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(施行の細目)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。